

## 第2章

# 三条市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

### 第1節

## 区域施策編策定の 基本的事項・背景

---

### 1 区域施策編策定の背景

### 2 計画期間及び基準年度・目標年度

# 1 区域施策編策定の背景

## (1) 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC\*（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化\*の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

## (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、第21回締約国会議（COP21）が開催され、京都議定書\*以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガス\*の人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

## (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。また、2021年10月には、これらの目標が位置づけられた地球温暖化対策計画\*の閣議決定がなされました。地球温暖化対策計画においては、我が国は、2030年、そして2050年に向けた挑戦を絶え間なく続けていくこと、2050年

カーボンニュートラルと2030年度46%削減目標の実現は決して容易なものではなく、全ての社会経済活動において脱炭素を主要課題の一つとして位置付け、持続可能で強靱な社会経済システムへの転換を進めることが不可欠であること、目標実現のために、脱炭素を軸として成長に資する政策を推進していくことなどが示されています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO <sub>2</sub> )		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO <sub>2</sub>		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 、メタン、N <sub>2</sub> O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス(フロン類)		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO <sub>2</sub> )
二国間クレジット制度(JCM)		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO <sub>2</sub> 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省(2021)「地球温暖化対策計画」  
(<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>)

#### (4) 三條市における地球温暖化対策のこれまでの取組

##### 《関連計画》

三條市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)～人と地球にやさしい三條市の率先行動計画～【2020(令和2)年3月改訂】

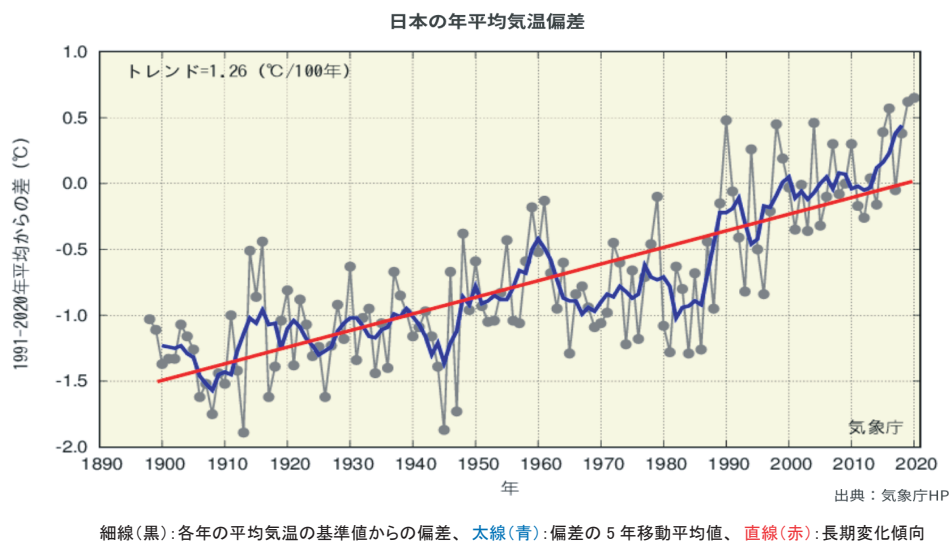
市役所は、施策、事業を通じて各種の資源やエネルギーを消費するとともに、排出ガス、廃棄物等を排出することによって、環境に大きな負荷を与えている立場という面から、事務事業に関する地球温暖化対策として、本計画を策定し、省エネルギー、省資源、ごみの減量、リサイクルなど環境に配慮した取組を行ってきました。

## コラム

### ～なぜカーボンニュートラルを目指すのか～

#### 気候危機を回避するため、いまから取り組む必要があります

世界の平均気温は 2020 年時点で、工業化以前（1850～1900 年）と比べ、既に約 1.1℃上昇したことが示されています。このままの状況が続けば、更なる気温上昇が予測されています。



近年、国内外で様々な気象災害が発生しています。個々の気象災害と気候変動問題との関係を明らかにすることは容易ではありませんが、気候変動に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されています。日本においても、農林水産業、水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済活動等への影響が出ると指摘されています。こうした状況は、もはや単なる「気候変動」ではなく、私たち人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われています。

気候変動の原因となっている温室効果ガス\*は、経済活動・日常生活に伴い排出されています。国民一人ひとりの衣食住や移動といったライフスタイルに起因する温室効果ガスが我が国全体の排出量の約 6 割を占めるという分析もあり、国や自治体、事業者だけの問題ではありません。

カーボンニュートラルの実現に向けて、誰もが無関係ではなく、あらゆる主体が取り組む必要があります。

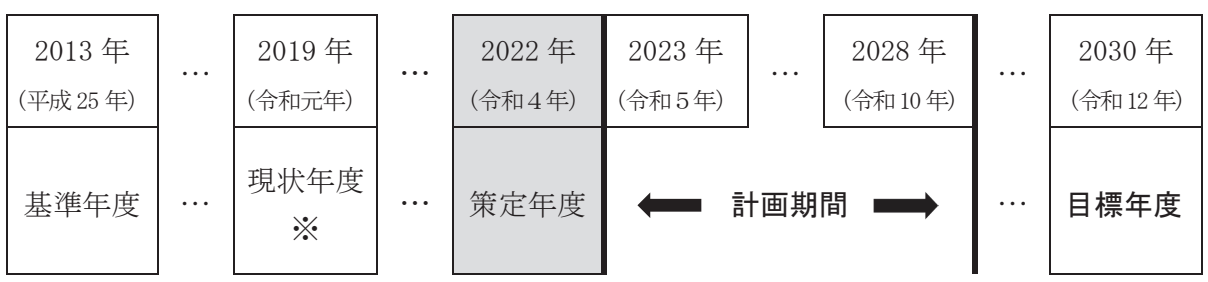
将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な経済社会をつくるため、今から、カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、取り組む必要があります。

出典：「環境省 脱炭素ポータル」

## 2 計画期間及び基準年度・目標年度

本計画は、三条市環境基本計画に含まれることから、令和5(2023)年度から令和10(2028)年度までの6年間を計画期間とします。また、国の計画に合わせて、基準年度は2013(平成25)年度とし、2030(令和12)年度を目標年度とします。

図9 三条市における基準年度、目標年度及び計画期間



※ 現状年度については、排出量の推計が可能となる直近の年度とした。





# 温室効果ガス排出量の推計

---

## 1 温室効果ガス排出量の推計

# 1 温室効果ガス排出量の推計

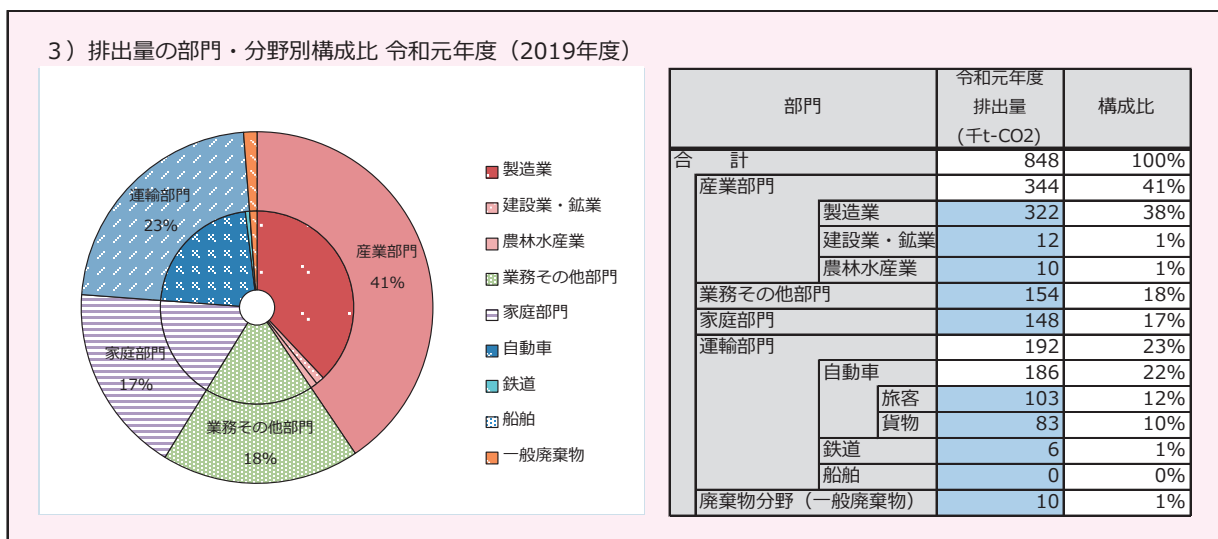
## (1) 区域の温室効果ガスの現況推計

三条市では、環境省が地方公共団体実行計画策定・実施支援サイトにて毎年度公表している「自治体排出量カルテ\*」に掲載された値を基に、区域施策編が対象とする部門・分野の温室効果ガス\*の現況推計を行います。現況推計結果（※）は次のとおりです。

※ 「自治体排出量カルテ」で使用されている現況推計の算出方法

([https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/tools/siryou/suikai-2.pdf](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/siryou/suikai-2.pdf))

図 10 自治体排出量カルテによる部門別排出量(2019(令和元)年度)



出典：環境省「自治体排出量カルテ(三条市・2022(令和4)年3月)」  
([https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/tools/karte.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html))





第3節

# 計画全体の目標

---

## 1 区域施策編の目標

# 1 区域施策編の目標

## (1) 区域施策編の目標

三条市の区域施策編で定める計画全体の総量削減目標は国の地球温暖化対策計画\*や先進事例を踏まえて下表のとおり設定します。

なお、目標年度に対する区域施策編の進捗状況については、「自治体排出量カルテ\*」に掲載された値を基に、進捗管理を行います。

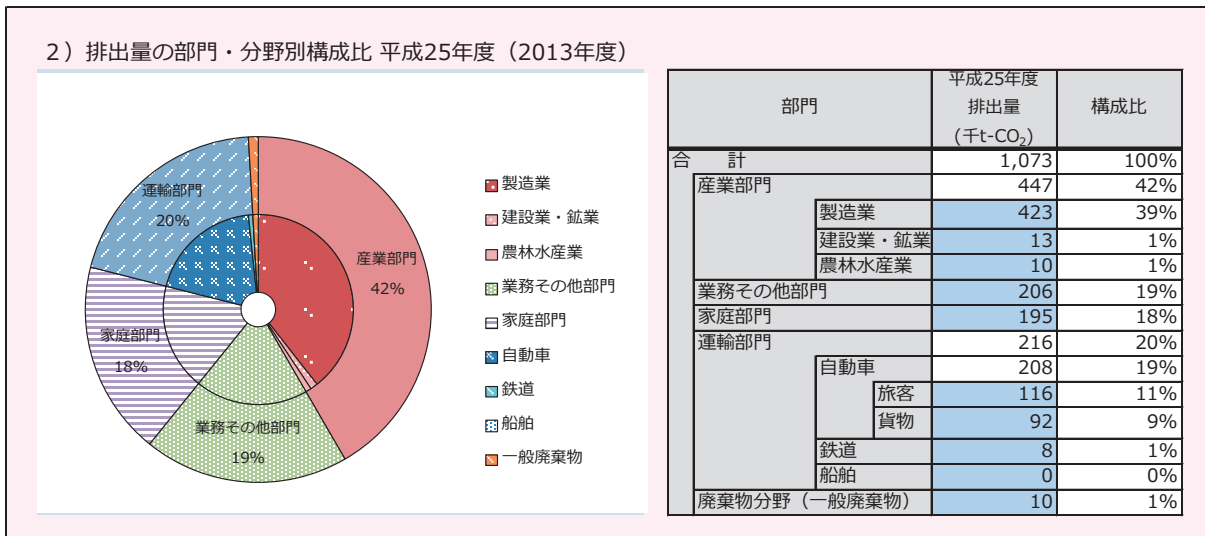
表2 三条市における総量削減目標

(単位：千 t- CO<sub>2</sub>)

温室効果ガス排出量・吸収量	基準年度 (2013(平成 25))	目標年度 (2030(令和 12))	削減目標 (基準年度比)
合計	1,073	580	46%
産業部門	447	274	39%
製造業	423	258	39%
建設業・鉱業	13	9	31%
農林水産業	10	7	30%
業務その他部門	206	99	52%
家庭部門	195	64	67%
運輸部門	216	138	36%
自動車	208	133	36%
旅客	116	74	36%
貨物	92	59	36%
鉄道	8	5	38%
船舶	0	0	0%
廃棄物分野(一般廃棄物)	10	5	50%

- ・端数処理の関係上、合計が一致しないことがある。
- ・基準年及び実績は、環境省「自治体排出量カルテ(三条市・2022(令和4)年3月)」を参照

図 11 自治体排出量カルテによる部門別排出量 (2013 (平成 25) 年度)



出典：環境省「自治体排出量カルテ(三條市・2022 (令和4)年3月)」  
([https://www.env.go.jp/policy/local\\_keikaku/tools/karte.html](https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html))





第4節

## 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策

---

1 排出削減に向けた各主体の役割

2 基本方針

3 具体的な取組

## 1 排出削減に向けた各主体の役割

二酸化炭素排出量を削減するためには、市民・事業者・市の各主体が率先して行動するとともに、互いに協力しながら地球温暖化防止に向けた取組を継続していくことが重要です。このため、各主体には次のような役割が期待されます。

### (1) 市民の役割

地球温暖化\*は、市民の生活に長期に渡って深刻な影響を与えることが心配されます。自然の恵み豊かな暮らしを次世代に継承するために、私たち一人一人がライフスタイルを地球にやさしいものへ転換し、地球温暖化防止に取り組めます。

### (2) 事業者の役割

製品の製造やサービスの提供、流通、消費といった事業活動に関わるすべての過程において、二酸化炭素の排出削減に取り組めます。従業員に対する環境教育・意識啓発を行い、普段の事業活動における二酸化炭素の排出削減に取り組めます。

また、地球温暖化問題に関心を持ち、他の事業者や地域とも連携し、積極的に地球温暖化防止活動に参加するよう努めます。

### (3) 市の役割

この計画を市民・事業者に周知するとともに、市自らも一事業者として、市の事務事業に伴う二酸化炭素排出量の削減に率先して取り組めます。

市民・事業者が地球温暖化対策を進めるために必要な支援に努めます。

## 2 基本方針

温室効果ガス排出削減の目標を達成するためには、各主体がそれぞれの立場で環境に配慮した低炭素社会の実現を目指し活動していく必要があります。まずは市自らが率先して取り組んだ上で、市民、事業者等の活動促進を図っていきます。そのために本計画では次の4つの基本方針を定めます。

### 方針1 再生可能エネルギーの導入促進

太陽光、水力、風力を始めとした再生可能エネルギー\*は、カーボンニュートラルの観点から、導入拡大は地球温暖化対策に不可欠であり、重要な低炭素のエネルギー源です。当市においては、平成29年9月に三条保内発電所が稼働を開始し、森林整備により生じる間伐材\*等をバイオマス燃料として活用することが可能となりました。間伐材、林地残材\*やせん定枝をバイオマス燃料とすることで、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、発電され

た電力を公共施設に利用することで電力の地産地消を行います。市が率先して再生可能エネルギー\*を活用することで脱炭素へ向けた市民の意識の醸成を図っていきます。また、再生可能エネルギーの活用を検討している市内企業に対し、専門家による助言等の場を提供することにより、企業の脱炭素に向けた取組を支援します。

## 方針2 省エネルギー対策の推進

家庭や事業所での温室効果ガス\*の排出量を削減するためには、それぞれが日常生活や事業活動において節電やエコドライブ、クールビズやウォームビズなど省エネルギーに対する意識を高め、環境に配慮した行動習慣を実践していくことが必要です。市としては、家庭や事業所において、積極的な省エネルギーの取組が図られるよう必要な情報の提供や、啓発活動を行っていきます。

## 方針3 地域環境の整備

森林や緑地などの植物は、二酸化炭素を吸収する機能を有しており、その適切な保全や創出が夏の暑さを緩和することなどにつながり、エネルギー消費の低減効果を見込むことができます。森林整備や緑化活動の推進に当たっては、地域や事業所などの協力が不可欠であることから、市が地域や事業所の取組を支援するとともに、市民に対する啓発活動を行い活動の促進を図ります。

また、自動車による温室効果ガスの削減を図るため、自転車利用の促進や利便性の高い公共交通機関の整備、改善に取り組みます。

## 方針4 循環型社会の形成

循環型社会の構築に向けて、それぞれが日常生活や事業活動において、3Rを基本とし廃棄物の排出抑制・再使用・再利用に努めることが重要です。市としては、そのための情報提供や啓発活動を行うとともに、粗大ごみとして搬出された家具等のリユース促進やフリーマーケットの開催など、廃棄物の排出抑制・再使用・再利用につなげるための機会をつくり、持続的な取組が図られるような仕組を構築していきます。

### 3 具体的な取組

市民・事業者・市のそれぞれの主体が、4つの基本方針のもと、二酸化炭素の排出削減に取り組めます。それぞれの方針に基づく具体的な施策については次のとおりです。

#### 方針1 再生可能エネルギーの導入促進

事業名	事業内容	事業主体
間伐材・林地残材の燃料化	間伐材*、林地残材*等を三条保内発電所のバイオマス燃料として活用	事業者、市
せん定枝の燃料化	緑のリサイクルセンターに搬入されたせん定枝を三条保内発電所のバイオマス燃料として活用	市
公共施設の再生可能エネルギーの利用の拡大	三条保内発電所で発電した再生可能エネルギー*を三条市が率先して活用し、市民意識の醸成を図る	市
企業向け説明会の開催及び情報提供	説明会の開催及び情報提供により脱炭素に向けた取組支援	市

#### 方針2 省エネルギー対策の推進

事業名	事業内容	事業主体
身近に取り組むことのできる省エネ活動の実践	(市民、事業者) 冷暖房の設定温度の調整など、身近に取り組むことのできる省エネ活動の実践 (市) 上記の取組を事業所として実践し、身近な省エネ活動を市民、事業者に紹介し促進を図る	市民、事業者、市
環境に配慮した製品の利用	(市民、事業者、市) 省エネ効果やリサイクル可能な製品、簡易包装などの環境に配慮した製品を購入、利用に努める (市) 環境に配慮した製品の利用の促進を図るため、情報提供・啓発活動を行う	市民、事業者、市
「ひと涼み処オアシス」の開設	夏の熱中症、節電対策で市民が気軽に利用できる涼みスポットとして公共施設のロビー等を開放	市
グリーンカーテンの設置促進	(市) 二酸化炭素の排出削減などに効果があるグリーンカーテン*の設置を促進し、市としても率先して実施する (市民、事業者) グリーンカーテンの設置に努める	市民、事業者、市



事業名	事業内容	事業主体
断熱性能の向上に対する補助	既存住宅の断熱性能向上に効果的なリフォーム並びにそれに併せて行う居住環境又は住宅機能の維持向上のためのリフォーム工事を行う費用の一部補助	市
農産物の地産地消の促進	(事業者) 地元産食材の積極的な使用に努め、農産物の地産地消*を促進 (市) 地元産食材を積極的に使用するお店を「地産地消推進店」に認定し、地産地消の推進を図る (市民) 「地産地消推進店」などの利用を通じ、地元産食材の消費を心がける	市民、事業者、市
国・県の補助事業の情報提供・活用支援	家庭や事業所での省エネ設備等の導入に対する国や県の補助制度等の情報提供や活用支援	市
ノーマイカーデーの実施	特定の日をノーマイカーデー*として定め、全市的に持続的な取組が図られる仕組みを構築し、市民、事業者に実施を促し、市としても率先して取り組む	市民、事業者、市

### 方針3 地域環境の整備

事業名	事業内容	事業主体
緑化助成事業	(市) 緑化の促進とうるおいのある景観づくりの推進のため、花の種などの購入費を補助 (市民) 補助事業を活用した、まちなかの緑地化に取り組む	市民、市
環境保全団体への活動支援	環境保全団体の活動について、後援、共催という形で支援し、市民の環境保全意識の醸成を図る	市
公共交通の利用促進	利便性の高い地域公共交通体系を構築し、自動車以外の移動手段を確保することで、市民の自家用車使用を抑制するよう促す	事業者、市、市民等
自転車利用環境の整備	市が駅周辺に設置する駐輪場等の環境整備を行うことで、市民等の自転車利用を促進し、併せて市民等の自家用車使用を抑制するよう促す	事業者、市、市民等

#### 方針4 循環型社会の形成

事業名	事業内容	事業主体
ゆずります！ゆずってください！	物を大切にすることを目的に、使わない品物を人に譲りたいという方を、譲ってほしい方に紹介する取組を実施	市（三条市消費者協会事務局）
リユース家具等の配布	粗大ごみとして回収した家具等で使用が可能な良質なものを希望される方へ配布	市
フリーマーケットの開催	フリーマーケットの開催に協力し、使用しなくなったものを処分せず、再利用につなげる	市、市民
小型家電等の回収による資源化の推進、廃食用油の活用	使用済み小型家電*、乾電池、小型充電式電池、インクカートリッジ、廃食用油、ペットボトルの拠点回収を実施し、再利用につなげる	市、市民
食ロス削減に関する意識啓発	食品ロス削減に対する啓発を通し、ごみの減量化に取り組む意識高揚を図る	市民、市
環境啓発講座の実施	地球温暖化対策の講座や清掃センターの見学会を実施し、ごみに関する知識の習得やごみの減量化に取り組む意識の高揚に努める	市民、市
エコクラス認定制度*	子どもたちに環境に関心を持ち、楽しみながら行動してもらうため、環境活動に一定期間取り組んだクラスを「エコクラス」として認定し、環境意識の向上を図る	市